



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

号外第4号 令和元年9月8日発行

## 目次

は県例規集掲載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
366	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課

徳島県告示第三百六十六号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和元年九月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 N・フェニル・N・「一」（ニ・フェニルエチル）ピペリジン・四・イル  
「シクロペンタンカルボキサミド（通称 Cyclopentylfen  
tanyl）及びその塩類
- 2 化学名 五・ペンチル・二・（ニ・フェニルプロパン・ニ・イル）・一H・ピリド  
「四、三・b」インドール・一・オン（通称 CUMYL・PEGACLO  
NE）及びその塩類
- 3 化学名 五・（五・フルオロペンチル）・二・（ニ・フェニルプロパン・ニ・イル  
）・一H・ピリド「四、三・b」インドール・一・オン（通称 5F・CU  
MYL・PEGACLONE）及びその塩類

二 効力が失われた理由

- 一 の1から3までに掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和元年九月八日